

資料5

「第6期吉川市障がい福祉計画、第2期吉川市障がい児福祉計画（案）」に対する
ご意見の内容と市の考え方について

第6期吉川市障がい福祉計画、第2期吉川市障がい児福祉計画の策定にあたり、案を公表し、パブリック・コメントを実施して意見を求めました。

いただきましたご意見と、それに対する市の考え方をまとめましたので、別紙のとおり公表いたします。

1 閲覧、意見提出期間

令和3年1月12日（火）～令和3年2月12日（金）

2 意見提出状況

(1) 意見提出者 1名

(2) 意見件数 7件

(3) 意見提出方法

- | | |
|----------------|----|
| ①窓口持参 | 0件 |
| ②郵便によるもの | 0件 |
| ③ファクシミリによるもの | 1件 |
| ④電子メールによるもの | 0件 |
| ⑤意見提出箱に投函されたもの | 0件 |

ご提出していただいたご意見については、住所・氏名などの個人情報を除き、原則として全文をそのまま転記したものを掲載しています。

問合せ先 吉川市子ども福祉部障がい福祉課障がい支援係

電話 048-982-5238(直通) FAX048-981-5392

別紙

	意見項目	意見	市の考え方
1	「計画全般」	<p>計画案に、「高次脳機能障害」のことが一切触れられていません。</p> <p>「高次脳機能障害」について、今後3年間、何を数値目標にして、何を計画的に実施していくのか、計画に記してください。</p>	<p>平成30年3月に策定しました「第4次吉川市障がい者計画」（計画期間：平成30年～令和5年度）において、障がい者とは「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）の他、難病、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」と定義しております。</p> <p>このことから、現計画案につきましても、高次脳機能障がいを含んだ計画案となっております。</p>
2	P.9 「自立訓練（機能訓練）」	<p>計画案では、「自立した日常生活又は社会生活のために訓練を必要とする身体障がい者に、一定期間、必要な支援を行います。」と記されていますが、自立訓練（機能訓練）の対象に、身体障害のない高次脳機能障害も含まれるようになっておりますので、機能訓練の内容として、高次脳機能障害者に即した認知リハビリテーション訓練なども実施していくことを記してください。</p>	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第31号）」において、自立訓練の対象者要件が緩和されておりますので、ご意見を踏まえ、計画案を修正させていただきます。</p>

			<p>計画案の修正</p> <p>② 指定障がい福祉サービスの見込み量</p> <p>(2) 日中活動系サービス</p> <p>① サービスの内容 P.9</p> <table border="1" data-bbox="1279 347 2018 882"> <thead> <tr> <th data-bbox="1279 347 1507 395">名称</th> <th data-bbox="1507 347 2018 395">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1279 395 1507 639">自立訓練 (機能訓練)</td> <td data-bbox="1507 395 2018 639">自立した日常生活又は社会生活のために訓練を必要とする障がい者に、一定期間、<u>身体機能、生活能力の維持、向上等のために必要な支援</u>を行います。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 639 1507 882">自立訓練 (生活訓練)</td> <td data-bbox="1507 639 2018 882">自立した日常生活又は社会生活のために訓練を必要とする障がい者に、一定期間、<u>生活能力の維持、向上等のために必要な支援</u>を行います。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	説明	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活のために訓練を必要とする障がい者に、一定期間、 <u>身体機能、生活能力の維持、向上等のために必要な支援</u> を行います。	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活のために訓練を必要とする障がい者に、一定期間、 <u>生活能力の維持、向上等のために必要な支援</u> を行います。
名称	説明								
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活のために訓練を必要とする障がい者に、一定期間、 <u>身体機能、生活能力の維持、向上等のために必要な支援</u> を行います。								
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活のために訓練を必要とする障がい者に、一定期間、 <u>生活能力の維持、向上等のために必要な支援</u> を行います。								
3	<p>P.7 「(6) 相談支援体制の充実・強化等」 P.12 「(4) 相談支援」</p>	<p>高次脳機能障害者の相談人数が、平成30年度、令和元年度に0人であることを踏まえ、吉川市として、高次脳機能障害者に対する相談支援の体制の整備を図っていくことを計画に記してください。</p>	<p>平成30年度、令和元年度の相談人数につきましては、高次脳機能障がいの方が精神障害者保健福祉手帳を取得していたことから、「精神障害」に計上して報告を行っております。</p> <p>相談支援体制の整備につきましては、「第4次吉川市障がい者計画」における「相談支援の充実(P.19)」、「関係機関等との連携強化(P.28)」、「医療機関との連携強化(P.29)」に基づき、対応してまいります。</p>						

4	<p>P. 4 「(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」</p> <p>P. 14 「(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」</p>	<p>「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」と記されている何れかのところを「精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に直してください。</p>	<p>平成30年3月に策定しました「第4次吉川市障がい者計画」において、障がい者とは「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）の他、難病、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」と定義しております。</p> <p>したがって、「精神障がい」の中に「発達障がい及び高次脳機能障がい」が含まれておりますので、現計画案にて、対応してまいります。</p>
5	<p>P. 16 「地域生活支援事業の見込み量」</p>	<p>任意事業として、徘徊の恐れのある高次脳機能障害者などの障害者の「徘徊見守り」のために、吉川市の位置情報提供サービス事業の対象にする、あるいは対象にすることを検討していくことを計画に記してください。</p>	<p>位置情報提供サービスにつきましては、市として、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者」を対象とする旨を定めておりますので、現在においても、高次脳機能障がいの方がサービスを利用することは可能となっております。</p>
6	<p>P. 19 「(6) 意思疎通支援事業」</p>	<p>現在、意見公募中の三芳町の「三芳町障がい者福祉計画等（素案）」に記されている取り組みなどを参考に、手話や要約筆記以外での意思疎通支援について、吉川市として検討していくことを計画に記してください。</p>	<p>当市では令和2年4月から吉川市手話言語条例を施行し、これを足掛かりとしまして全ての障がいをお持ちの方々に対する情報コミュニケーションに関する検討を加えていこうと考えているところです。</p> <p>ご意見につきましては、大切な視点であると思しますので、計画案を修正させていただきます。</p>

			<p>計画案の修正</p> <p>5 地域生活支援事業の見込み量</p> <p>(6) 意思疎通支援事業</p> <p>④ サービス提供の確保策 P. 19</p> <p>引き続き、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施するとともに、手話通訳者養成講座を「基本編」、「応用編」、「実践編」と継続して開催し、人材育成を図り、手話通訳者派遣事業の立ち上げに向けて取り組みます。</p> <p><u>また、障がいや疾病等により、意思疎通を図ることが困難な方に対する支援についても検討していきます。</u></p>
7	「障がい児福祉計画」	高次脳機能障害児への支援体制の整備について、計画に記してください。	「第4次吉川市障がい者計画」における「子どもの健やかな成長を支援する体制づくり (P. 30)」に基づき、対応してまいります。